

事業名	区分	事業種類	補助率・負担率 ( )は離島※			採 択 基 準
			国	県	地元	
<b>■ 農村集落基盤再編・整備事業</b>						
1 集落基盤再編事業(旧村づくり交付金)			1.集落基盤再編事業			<p>(共通事項)</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む)を対象としていること。</p> <p>1.集落基盤再編事業</p> <p>集落の周辺地域における農業生産性の向上を図るため、農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき、農業生産基盤整備及び農村生活環境の整備・再編を実施するもので、以下のいずれかに該当する事業とする。</p> <p>ア.左記区分の1)に掲げる事業及び2)に掲げる事業を一体的に実施する事業(ただし、左記区分の2)の(6)(9)に掲げる事業を除く。)</p> <p>イ.左記区分2)に掲げる事業のみを実施する事業(ただし、左記区分の2)の(6)(9)に掲げる事業を除く。)</p> <p>ウ.上記ア及びイと併せて左記区分3)による事業を実施する事業</p> <p>2.中山間地域総合整備事業</p> <p>農業生産条件等が不利な中山間地域において、事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村環境等の整備・再編を実施するもの。</p> <p>①集落型事業</p> <p>ア.一般型事業</p> <p>左記区分1)及び2)3)等を一体的整備を実施するもの</p> <p>イ.生産基盤型事業</p> <p>左記区分1)のみを実施するもの</p> <p>ウ.生活環境型事業</p> <p>左記区分1)及び3)のうち2以上の事業を実施するもの</p> <p>②広域連携型事業</p> <p>市町村全域から複数市町村までに及ぶ広域地域を対象として活性化を図るもの</p>
2 中山間地域総合整備事業			2.中山間地域総合整備事業			
1) 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備 (4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗渠排水 (8) 農用地の改良又は保全		「ほ場整備」「農用地開発」及び「農用地の改良又は保全」			
2) 農村生活環境整備事業	(1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業集落防災安全施設整備 (5) 用地整備 (6) 活性化施設整備 (7) 地域農業活動拠点施設整備 (8) 農業環境管理施設整備 (9) 交流施設基盤整備 (10) 情報基盤施設整備 (11) 市民農園等整備 (12) 生態系保全施設等整備 (13) 地域資源利活用施設整備 (14) 施設補強整備 (15) 施設環境整備 (16) 歴史的土地区画改良施設保全整備 (17) 施設集約整備 (18) 交換分合 (19) 集落土地基盤整備		「ほ場整備」「農用地開発」及び「農用地の改良又は保全」			
3) 特認事業	特認					
<b>■ 通作条件整備事業</b>						
[一般農道整備事業]			一般地域			<p>《受益面積》</p> <p>50ha以上(過疎等30ha以上)</p> <p>《全幅員》</p> <p>4.5m以上(過疎等4m以上)</p> <p>《総事業費》</p> <p>50百万円以上</p>
[農道保全対策事業]			過疎地域(県営のみ)			
農道として造成された路線を対象として保全対策を実施する。			85	7.5	7.5	<p>【事業主体】</p> <p>対策工事:県又は市町村 点検診断:県又は市町村</p> <p>《受益面積》</p> <p>50ha以上</p> <p>《総事業費》</p> <p>30百万円以上</p> <p>※ただし、点検診断に関してはこの限りでない。</p>
[農道として造成された路線を対象として保全対策を実施する。]			85	7.5	7.5	
<b>■ 農業集落排水事業</b>						
汚水・雨水を処理する施設または汚泥、処理水・雨水の循環利用を目的とした施設、及びこれに付帯する施設の整備			75	12.5	12.5	<p>[新設]</p> <p>・農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。)であること。</p> <p>・ちゅら水プランで農業集落排水で汚水処理することを位置づけられたもの。</p> <p>・受益戸数が概ね10戸以上で末端の受益が2戸</p> <p>・処理対象人口は概ね1,000人程度に相当する規模以下</p> <p>・汚水には重金属等有害物質を含む恐れのある工場排水は含めない。</p> <p>・処理水・汚泥等の農地還元利用を目的としたもの。</p> <p>[改築]</p> <p>・「最適整備構想」が策定されており、改築に要する費用が200万円以上であって、以下のいずれかのもの。</p> <p>①適切な維持管理の下、供用開始後7年以上を経過したものの。</p> <p>②供用開始後、汚水対象処理人口の著しい増加、処理水質基準の強化等の環境の変化が認められたもの。</p>

※ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) 第3条第3項の規定に基づき指定された離島をいう。

事業名	区分	事業種類	補助率・負担率 ( )は離島※			採択基準
			国	県	地元	
■ 農村整備事業		[農業集落排水施設整備事業] 汚水・雨水を処理する施設または汚泥、処理水・雨水の循環利用を目的とした施設、及びこれに付帯する施設の整備	75	12.5 (15)	12.5 (10)	[共通] ・受益戸数が概ね10戸以上で末端の受益が2戸 ・農業集落排水施設の改築にあつては、「最適整備構想」及び「維持管理適正計画」が策定されており、改築に要する費用が200万円以上であるもの。 ・農業集落排水施設の整備又は改築にあつては、コスト縮減や経営改善に資するPFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討すること。 ・農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。)であること。  [強靱化] 次のいずれかを満たすもの ・定住人口は概ね500人以上であるもの ・浸水想定区域内にあるもの ・処理区内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの ・施設の再編・集約を行うもの  [高度化] ・維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備、農業集落排水汚泥の循環利用に資する施設の整備等、新技術を導入するものであること。
		[農道・集落道整備事業] 既設の農道又は集落道について、更新整備、保全対策、耐震対策、改良又は再編に伴う路線の変更若しくは撤去	85	7.5 (10)	7.5 (5)	(1) 個別施設計画が策定されており、次の①～④のいずれかを満たすものとする。 ① 受益面積が50ha以上かつ車道幅員が4m以上 ② 地域防災計画で避難路等に指定されている道路 ③ 主要道路など人命、財産への影響が大きいもの ④ 施設の再編・集約を行うもの  (2) 総事業費が3,000万円以上であること。 (1)の②、③又は④に該当する場合は800万円以上)
■ 農地環境整備事業		1. 農業生産基盤整備事業 (1) 区画整理事業 (2) 水田転換を行う事業 (3) 農業用排水施設整備事業 (4) 農地保全事業 (5) 農道整備事業 (6) 暗きよ排水事業  2. 保全管理等事業 (1) 高付加価値農業基盤整備事業 (2) 附帯事業 (3) 用地整備事業 (4) 市民農園等整備事業 (5) 生態系保全施設整備事業 (6) 遊水池整備事業 (7) 土地改良施設の撤去及び跡地整備 (8) 交換分合事業  3. 特認事業 (1) 特認事業	75	12.5 (15)	12.5 (10)	① 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域または特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域、および前述に準じる地域で沖縄総合事務局長が特に必要と認める地域であること。 ② 農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。)の区域であること。 ③ 今後とも営農の継続がみこまれるものの、耕作放棄地の増大のおそれがある地域であること。 ④ 事業実施区域の農地面積に対して、事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が概ね7割程度は確保できる見通しのあること。 ⑤ 事業を実施する生産区域における左記事業種類の(1)から(6)までに掲げる事業の受益面積の合計が概ね10ha以上であること。 ⑥ 事業の実施について、地元関係者の意欲が高いこと。 ⑦ 事業の規模が適切に計画されており、円滑な実施が見込まれること。 ⑧ 特認事業については、沖縄総合事務局長が特に必要と認めるもの。
			ほ場整備のみ	75	14.5 (16.5)	
■ ため池等整備事業		農用地、農業用施設等の災害を防止するために行う次に掲げる工事				・受益面積が概ね20ha以上のもの。ただし、ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、概ね10ha以上のもの。 ・総事業費が概ね800万円以上のもの。
		(1) ため池等整備工事				
		① ため池整備工事 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生のおそれがある場合に、早急に整備を要する農業用ため池(災害防止ダムを含む。以下同じ。)の新設若しくは変更又は新設と併せ行うため池の廃止及びこれらの附帯施設の整備	80	11	9	
(2) 土砂崩壊防止工事					① 受益面積が、5ha以上のもの。 (団体営は下限なし) ② 総事業費が、概ね800万円以上のもの	
		風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂ため堰提、水路等の新設又は変更。	80	11.5 (16)	8.5 (4)	
			80	8.5 (13.0)	11.5 (7.0)	

I 沖縄県の概要

II 沖縄県の農業の概要

III 農業農村整備事業等の概要

IV 管内図(事業地区位置図)

V 農業農村整備事業等の執行体制



事業名	区分	事業種類	補助率・負担率 ( )は離島※			採 択 基 準
			国	県	地元	
■ 農地保全整備事業		(1) 農地浸食防止工事 次に掲げる工事内容であること。				
		① 本工事 急傾斜地帯(土地の平均傾斜度が15度以上の地域をいう)又は特殊土地帯(侵食を受けやすい性状の土地帯をいう)における農用地の侵食崩壊を防止するために行う排水施設等の新設、改修又は風食、風害若しくは潮害を受けやすい地域における農用地の被害を防止するために行う防風施設の整備。	80 (16)	11 (4)	9 (4)	[県営] 本工事部分の受益面積20ha以上 [団体営] 本工事及び排除工事にあつては、それぞれの受益が概ね10ha以上 (ただし、離島にあつては、本工事、関連工事、特殊農地保全整備工事の受益面積の合計が概ね10ha以上で、かつ本工事の受益面積が概ね5ha以上)
		② 関連工事 本工事と併せ行うことが技術的に適当と認められる次に掲げる工事 ア. 本工事に係る排水施設と連絡する等機能上密接な関連のある排水施設の新設又は改修 イ. 農道の新設又は改修 ウ. 農道の効用を兼ねる水路の新設又は改修	80 (16)	11 (4)	9 (4)	受益面積5ha以上 (団体営は下減なし)
		③ 排除工事 特殊土壌又はさんご、石れき等の排除を行う工事	80 (13)	8 (7)	12 (7)	団体営のみ
		(2) 特殊農地保全整備工事 本工事及び関連工事の受益面積と、受益面積の概ね3分の2以上が重複するほ場整備・畑地かんがいを行う工事。	75 (16.5)	14.5 (8.5)	10.5 (8.5)	農地侵食防止工事(排除工事を除く)と併せ行い、技術的・経済的に妥当と認められるもので、以下に定めるもの。 ア. ほ場整備 受益面積5ha以上(団体営は下限なし) イ. 畑地かんがい 受益面積20ha以上(団体営は下限なし)
■ 地すべり対策事業		地すべりを防止するための対策実施	60	40	0	地すべり等防止法第3条による指定区域において事業が実施できる。当該地すべり防止区域の指定要件は、地すべり地域の面積5ha以上のもので、以下のどれかに該当するもの。 ① 多量の土砂が溪流又は河川に流入して下流河川(ただし、準用河川以外の河川及びこれに準ずる規模の河川)に被害を及ぼす恐れのあるもの。 ② 鉄道、都道府県道(指定都市の市道を含む)以上の道路又は迂回路のない市町村道、その他公共施設のうち重要なものに被害を及ぼす恐れのあるもの。 ③ 官公署、学校又は病院等の公共見物のうち重要な者に被害を及ぼす恐れのあるもの。 ④ 貯水量30,000m <sup>3</sup> 以上のため池もしくは関係面積100ha以上の用排水施設もしくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼす恐れのあるもの。 ⑤ 人家10戸以上に被害を及ぼす恐れのあるもの。 ⑥ 農地10ha以上に被害を及ぼす恐れのあるもの。 (農地5ha以上10ha未満であつて当該地域の存する人家の被害を合わせて考慮し、それが農地10ha以上の被害に相当する者と認められるものを含む。) ⑦ 総事業費が7,000万円以上のものであるもの。
		①抑制工 ②抑止工				
■ 海岸保全施設整備事業						海岸法第3条による海岸保全区域において、事業を実施するもの。
		[高潮・侵食] 海水による侵食又は高潮及び波浪等による被害を防止するための堤防、樋門等の新設及び改修、防風林の設置	90	10	0	・防護面積が5ha/km以上または防護人口が50人/km以上 ・総事業費5,000万円以上
		[海岸耐震対策] 地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的として海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施する。	90	10	0	・期望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸 ・大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害の恐れがあり、緊急的な対策を要する海岸 ・県が実施するものは、総事業費5,000万円以上
[海岸堤防等老朽化対策] 老朽化により海岸保全施設の機能が著しく低下し、甚大な被害が発生するおそれがある海岸において、海岸堤防、護岸等に係る老朽化調査、老朽化対策計画の策定、計画に基づく対策工事を一体的に推進する。	90	10	0	・海岸保全施設の管理が適切に実地されていること。 ・機能強化を計画的に行う老朽化対策が必要な海岸保全施設であること。 ・県が実施するものは、総事業費5,000万円以上		

※ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) 第3条第3項の規定に基づき指定された離島をいう。

事業名	区分	事業種類	補助率・負担率 ( )は離島※			採 択 基 準
			国	県	地元	
■ 土地改良施設突発事故復旧事業		土地改良施設について、突発事故により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行う。	県営			・土地改良施設の末端支配面積(当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。)10ha以上かつ復旧事業費200万円/箇所以上 ・機能保全計画等を定めた上で、計画に基づいた対策の実施や施設監視の適切な実施を行っているもの。
			80	13	7	
			団体営			
			80	9	11	
■ 農業基盤整備促進事業		(1) 農業用排水施設 農業用排水(営農用水を含む。)施設の新設、廃止又は変更 (2) 暗渠排水 暗渠の新設又は変更 (3) 土層改良 客土、混層耕、除礫、心土破砕及び土壌改良 (4) 区画整理 農用地の区画形質の変更 (5) 農作業道等 農作業道・進入路等の新設、変更 (6) 農用地の保全 (1)~(5)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業 (7) 調査・調整 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整活動 (8) 指導 事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等	県営			[補助金事業]次の①~⑤に掲げるすべての要件を満たすものとする。 [交付金事業]次の①~④に掲げるすべての要件を満たすものとする。 ①事業実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項1号の農用地域内であること。ただし、農用地域及び農用地域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地域以外の区域において公共用地の創設を行う場合等、農用地域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を事業の実施区域とすることができる。 ②農業基盤整備計画を策定していること。 ③1地区当たりの事業費の合計が200万円以上 ④1地区当たりの受益者数が、農業者が2者以上 ⑤1地区当たりの受益面積が5ha以上(H28年度より追加)
			80	12.5	7.5	
			(17.5) (2.5)			
			団体営			
			80	6	14.0	
			(11) (9)			
			土地改良法に基づく事業(法事業)について			
			県営			
			80	13	7	
			(17.5) (2.5)			
			団体営			
			80	6.5	13.5	
			(11.5) (8.5)			
			団体営			
■ 農地耕作条件改善事業		(1) 農業用排水施設 農業用排水(営農用水を含む。)施設の新設、廃止又は変更 (2) 暗渠排水 暗渠の新設又は変更 (3) 土層改良 客土、混層耕、除礫、心土破砕及び土壌改良 (4) 区画整理 農用地の区画形質の変更 (5) 農作業道等 農作業道・進入路等の新設、変更 (6) 農地造成 農用地の造成 (7) 農用地の保全 (1)~(6)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業 (8) 営農環境整備支援 用地造成、営農飲雑用水施設・安全施設・農作物被害防止施設の整備、耕作放棄地解消、発生防止のための簡易な整備 (9) 管理省力化支援 水管理省力化、維持管理労力省力化 (10) 品質向上支援 導入作物に応じた支援、情報化施工の活用 (11) 条件改善促進支援 土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修	県営			次の①~⑥に掲げるすべての要件を満たすものとする。 ①事業実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項1号の農用地域のうち、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条に規定する地域計画をいう。)を策定した区域とする。(令和6年度新規地区までは経過措置あり。) ②農地中間管理機構との連携概要を策定していること。 ③地域内農地集積促進計画を作成していること。 ④農地耕作条件改善計画を作成していること。 ⑤1地区当たりの事業費(ハード事業)の合計が200万円以上となること。 ※ハード事業:事業種類(1)~(8) ⑥1地区当たりの受益者数が、農業者が2者以上であること。
			80	12.5	7.5	
			(17.5) (2.5)			
			団体営			
			80	6	14	
			(11) (9)			
			土地改良法に基づく事業(法事業)について			
			県営			
			80	13	7	
			(17.5) (2.5)			
			団体営			
			80	6.5	13.5	
			(11.5) (8.5)			
			団体営			
■ 畑作等促進整備事業		(1) 農業用排水施設 (2) 暗渠排水 (3) 土層改良 (4) 区画整理 (5) 農作業道等 (6) 農地造成 (7) 農用地の保全 (8) 営農環境整備支援 (9) スマート農業導入支援 ①GNSS基地局整備 ②先進的省力化技術導入支援 ③調査・調整、実施計画策定 (10) 小規模園地整備 ①盛土 ②園内道 ③その他 (11) 粗放的農地利用整備 (12) 管理省力化支援 (13) 品質向上支援 (14) 条件改善促進支援 (15) 高収益作物導入支援 (16) 高付加価値農業施設支援 (17) 機械作業体系導入支援 (18) 労働生産性向上技術導入支援 (19) 指導	県営			次の①~⑥に掲げるすべての要件を満たすものとする。 ①事業実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項1号に規定する農用地域内の区域とする。 ②ソフト事業を実施する場合、ソフト事業の実施区域は、畑作等促進整備事業実施要領第3第2項に規定する区域とする。 ※ソフト事業:事業種類(9)②、(9)③、(13)、(14)、(15)、(17)、(18)、(19) ③畑作等促進整備計画を作成していること。 ④1地区当たりの事業費(ハード事業)の合計が200万円以上となること。 ※ハード事業:事業種類(1)~(8)、(9)①、(10)、(11)、(12)、(16) ⑤1地区当たりの受益者数が、農業者が2者以上であること。 ⑥事業実施後は受益地内の全ての農地で水稲以外の作物を作物を付作すること。
			80	12.5	7.5	
			(17.5) (2.5)			
			団体営			
			80	6	14	
			(11) (9)			
			土地改良法に基づく事業(法事業)について			
			県営			
			80	13	7	
			(17.5) (2.5)			
			団体営			
			80	6.5	13.5	
			(11.5) (8.5)			
			団体営			

I 沖縄県の概要

II 沖縄県の農業の概要

III 農業農村整備事業等の概要

IV 管内図(事業地区位置図)

V 農業農村整備事業等の執行体制